

庁議(局・区経営会議) 案件申込書

申込日 平成30年 4月 24日

案件名	平成30年度税制改正等に伴う相模原市市税条例の一部改正について									
所管	企画財政	局区	税務	部	税制	課	担当者		内線	
概要	<p>地方税法等の一部を改正する法律の公布等に伴い、相模原市市税条例の一部改正を行う。</p> <p>(1)地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)の見直し(適用期限・特例割合)【平成30年度税制改正】</p> <p>(2)その他の市税条例の改正事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税(償却資産)に係る新たな特例措置【平成30年度税制改正】 ・軽自動車税環境性能割の創設【平成28年度税制改正】 ・法人市民税の税率変更【平成28年度税制改正】 									
審議内容(論点)	・上記(1)において、条例で定める特例割合の扱いについて									
実施計画の位置付け	なし	施策番号及び実施計画事業名								
審議(希望)日	関係課長会議	平成30年	4月	17日	政策調整会議	年	月	日		
	局・区経営会議	平成30年	4月	27日	政策会議	年	月	日		
日程等調整事項	条例等の調整	条例 改廃あり	議会上程時期		平成30年6月	定例会議	報道への情報提供		なし	
	パブリックコメント	なし	時期				議会への情報提供	部会	平成28・30年3月	
	審議会等、協議会等の設置	なし	個人情報等の目的外利用等		なし					
検討経過等	関係部局との調整		関係部局名等		調整項目		調整状況			
			環境政策課・環境保全課・河川課		特例割合について		調整済			
			納税課・市民税課・資産税課		改正内容について		調整済			
			総務法制課		条例案について		調整中			
	打合せ・会議の経過									
		月日	会議名等		内容					
		H30.3.15	庁内照会		わがまち特例に係る特例割合に関する照会					
備考										
関係課長会議の結果等	原案を		上部庁議へ付議する。				(局経営会議)			
関係課長会議の出席課・機関等	総務法制課 資産税課 河川課(代)		財務課 産業政策課(代) 企画政策課		納税課 環境政策課 税制課		市民税課 環境保全課(代)			
これまでの庁議での主な意見	<p>【関係課長会議】 特例割合の設定については、どのように判断しているのか。 税収確保の観点から地方税法が規定する参酌基準を基本と考えているが、担当課からの意見や推進している計画等を踏まえ、参酌基準を上回る特例割合を適用することによる政策効果や税源涵養への見込み等を総合的に勘案し判断している。 なお、今回のわがまち特例については、特例割合が縮減のうえ、期限が延長されたものであり、これまでの特例割合との整合性等により、引き続き、国が示している参酌基準にしたいと考えている。</p> <p>軽自動車税環境性能割については、当分の間、道府県が賦課徴収を行うとなっているが、当分の間はいつまでなのか、具体的にいつまでという期間は示されていない。</p> <p>【事務事業調整会議】 軽自動車税環境性能割が創設され、県が賦課徴収を行うとあるが、通常、市町村事務を県に委託するような場合は、付託協議を必要とし、議会に諮らなければならない。 県は、地方税法本法附則の賦課徴収の特例に係る規定に基づき事務を行うので、そのような手続は不要である。</p>									

事案の具体的な内容

(1) 事案の概要

地方税法等の一部を改正する法律の公布等に伴い、相模原市市税条例の一部改正を行う。

地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)の見直し

従前より導入されているわがまち特例の一部について、適用期限の延長、特例割合の改正等が行われたものの、本市の特例割合(案)については、これまでの特例割合との整合性や今後の適用見込みなどを総合的に勘案し、引き続き、地方税法に規定する参酌すべき基準とする。

< 概要 >

ア 雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置(3年延長)

特例割合 3/4を参酌して2/3以上5/6以下(現行:参酌基準2/3)

イ 汚水・廃液処理施設に係る課税標準の特例措置(2年延長)

特例割合 1/2を参酌して1/3以上2/3以下(現行:参酌基準1/3)

ウ 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置(2年延長)

特例割合

太陽光・風力 2/3を参酌して1/2以上5/6以下(現行:参酌基準2/3)

出力が1,000kw以上の太陽光発電設備、20kw未満の風力発電設備は、

3/4を参酌して7/12以上11/12以下(新たに区分設定)

水力・地熱・バイオマス 1/2を参酌して1/3以上2/3以下(現行:参酌基準1/2)

出力が5,000kw以上の水力発電設備、1,000kw未満の地熱発電設備、10,000kw以上の

バイオマス発電設備は、2/3を参酌して1/2以上5/6以下(新たに区分設定)

その他の市税条例の改正事項

ア 固定資産税(償却資産)の特例措置の創設

生産性革命・集中投資期間中における臨時、異例の措置として、地域の中小企業による設備投資の促進に向けて、市町村が主体的に作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税を2分の1からゼロまで軽減することを可能とする3年間の時限的な特例措置を創設。

なお、本市は、ゼロ税率を採用することについて平成30年2月に市長まで決裁済みである。

イ 軽自動車税環境性能割の創設

平成31年10月の消費税率(国・地方)10%への引上げ時に、自動車取得税を廃止するとともに、自動車税及び軽自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能割をそれぞれ創設する。

(税率) 環境性能(燃費基準)に応じ、非課税・1%・2%を適用(軽乗用車・自家用)

軽自動車税環境性能割は、当分の間、都道府県が賦課徴収等を行う。

米軍の軽自動車税の特例に関する条例についても併せて所要の改正を行う。

ウ 法人市民税の税率変更

消費税率(国・地方)10%段階(平成31年10月~)において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率引下げに併せて、地方法人税(国税)の税率引上げを行い、その税込額を地方交付税原資化する。

法人税割税率の引下げ

9.7%(12.1%) 6.0%(3.7%)(8.4%)

()は制限税率。本市では資本金等の額の区分に応じて超過税率を採用

(2) 事業スケジュール

H30.3.5 市議会総務部に税制改正の概要を説明

H30.3.28 地方税法等の一部を改正する法律が成立

(H30.3.31公布、H30.4.1施行)

H30.4 庁議

H30.6 議案上程

改正条例施行…わがまち特例(公布の日)、償却資産の特例措置(生産性向上特別措置法の施行の日)、軽自動車税・法人市民税(H31.10.1)

企画財政局経営会議 議事録

開催日 平成30年4月27日(金)

出席者 下仲副市長 企画財政局長 企画部長 財務部長 税務部長 企画政策課長 財務課長 税制課長 市民税課長 資産税課長

1 平成30年度税制改正等に伴う相模原市市税条例の一部改正について

(説明者：税務部長)

(1) 主な意見等

わがまち特例について、影響額はどの程度か。

30年度の特例適用による減収見込額は、汚水・廃液処理施設については約218万円、太陽光発電設備については約27万円である。

今回の税制改正に伴う特例割合の設定は業者にとって税負担の軽減になるか。

特例措置の適用期間は延長されるが、特例割合は雨水貯留浸透施設、汚水・廃液処理施設で縮減されている。

参酌基準を上回って事業者にとって不利な基準を設定している都市はあるか。

指定都市ではない。

軽自動車税の環境性能割の課税標準は、自動車の取得金額に応じて決まるのか。

これまでの自動車取得税が廃止され環境性能割が創設される。その課税標準は自動車取得税と同様に車体価格などとなる。

自動車取得税交付金はどうなるのか。

廃止となり、自動車税環境性能割交付金が創設される。

法人市民税法人割の税率引下げに伴う本市への影響について、16.5億円程度減収になる見込みとのことだが、その分の財源はどうなるのか。

税率引下げ分は地方交付税の原資とされ、交付税の計算上は減収分の3/4は措置される。

議会への上程スケジュールについて、わがまち特例及び固定資産税に係る新たな特例措置は速やかに法改正に対応する必要があるが、平成28年度税制改正分については、平成31年10月の消費税率引上げまで期間がある。全てを6月定例会議

に上程する必要があるか。

議会への上程スケジュールについては調整する。

(2) 結 果

原案のとおり承認する。

以 上